

東京都高等学校文化連盟規約

第1条（名称）本連盟は東京都高等学校文化連盟と称する。

第2条（目的）本連盟は東京都内高等学校及びこれに準ずる学校（以下「高等学校等」）の生徒の芸術・創造活動の充実・向上を図るとともに、国際都市東京にふさわしい文化活動の振興・発展に資することを目的とする。

第3条（事業）本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 東京都高等学校文化祭の開催
- 2 全国高等学校総合文化祭への参加
- 3 東京都内高等学校等生徒の文化活動に必要な調査・研究
- 4 東京都内高等学校等生徒の文化活動の国際交流
- 5 その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4条（組織）本連盟は東京都内高等学校等の文化部をもって組織する。

本連盟に次の部門を置く。

- 1 演劇部門
- 2 音楽部門
- 3 放送部門
- 4 写真部門
- 5 囲碁部門
- 6 書道部門
- 7 美術・工芸部門
- 8 日本音楽部門
- 9 小倉百人一首かるた部門
- 10 将棋部門
- 11 郷土芸能部門
- 12 文芸部門
- 13 新聞部門
- 14 軽音楽部門
- 15 茶道部門
- 16 自然科学部門
- 17 吟詠剣詩舞部門
- 18 ボードゲーム部門

第5条（役員）本連盟に次の役員を置く。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事長 1名
- 4 副理事長 若干名
- 5 常務理事 若干名
- 6 理 事 若干名
- 7 推薦理事 若干名
- 8 監 事 若干名
- 9 顧 問 若干名

第6条（役員を選出）役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長は、常務理事会の推薦による。
- 2 副会長は、常務理事会の推薦による。
- 3 理事長は、常務理事の互選による。
- 4 副理事長は、常務理事の互選による。
- 5 理事は、各部門よりそれぞれ若干名を推薦し、会長が委嘱する。
- 6 常務理事は、理事よりそれぞれ若干名を推薦する。
- 7 推薦理事は、東京都教育委員会からの推薦を受け、会長が委嘱する。
- 8 監事は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 9 顧問は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

第7条（役員の仕事）役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本連盟を代表し、すべての業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときおよび会長の命により、その職務を代行する。
- 3 理事長は理事会を代表し、常務理事会及び理事会を統括して、円滑な運営を図る。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 常務理事は常務理事会に出席して重要事項を審議するとともに、連盟の業務を分掌する。
- 6 理事は理事会に出席して重要事項を審議するとともに、連盟の運営に当たる。
- 7 監事は会計を監査する。
- 8 顧問は連盟の業務の相談にあずかる。

第8条（役員の仕事）役員の仕事は1ヵ年とする。ただし、留任をさまたげない。
補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第9条（事務局）本連盟の事務を処理するため、会長指定の場所に事務局を置く。

- 2 事務局に次の職員を置く。これらの職員は会長が任命する。

- (1) 事務局長 1名 (2) 事務局次長 1名 (3) 事務局員 若干名

3 事務局は、各部門の運営に関わる事務を統括し、全国高等学校文化連盟との連携を保ちながら、本連盟の円滑な運営を図る。

第10条 (会議) 本連盟に次の会議を置き、理事長が必要に応じこれを招集する。

- (1) 理事会
- (2) 常務理事会

2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、推薦理事で構成し、本連盟の業務の運営、執行に関する事項を審議し、決定する。

3 常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事で構成し、理事会の運営に関する事項その他必要事項を審議する。

4 会議の議長は、理事長がこれにあたる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第11条 (会計) 本連盟の経費は、会費、分担金その他をもって充てる。会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 (細則) 本連盟の運営に関する細則は、別に定めることができる。

第13条 (規約の改正) 本規約の改正は、理事会の議決による。

- 昭和 52 年 7 月 15 日
- 昭和 62 年 4 月 1 日改正
- 平成 元年 5 月 19 日改正
- 平成 元年 9 月 8 日改正
- 平成 3 年 5 月 14 日改正
- 平成 5 年 5 月 17 日改正
- 平成 9 年 5 月 16 日改正
- 平成 16 年 5 月 20 日改正
- 平成 17 年 5 月 19 日改正
- 平成 19 年 5 月 18 日改正
- 平成 21 年 5 月 21 日改正
- 平成 22 年 5 月 20 日改正
- 平成 25 年 5 月 23 日改正
- 平成 30 年 5 月 24 日改正
- 平成 31 年 3 月 26 日改正
- 令和 2 年 7 月 10 日改正
- 令和 5 年 5 月 26 日改正
- 令和 6 年 3 月 26 日改正

東京都高等学校文化連盟組織図

